

令和3年第1回
津島市議会定例会
提出議案

津 島 市

令和3年第1回津島市議会定例会提出議案一覧表

| 議案番号 | 区分 | 件名 | 議案の内容 | 担当課 | 資料番号 |
|------|----|---|--|-------|------|
| 2 | 予算 | 令和3年度津島市一般会計予算について | | | |
| 3 | 予算 | 令和3年度津島市国民健康保険特別会計予算について | | 保険年金課 | |
| 4 | 予算 | 令和3年度津島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | | 人権推進課 | |
| 5 | 予算 | 令和3年度津島市コミュニティ・プラント事業特別会計予算について | | 上下水道部 | |
| 6 | 予算 | 令和3年度津島市介護保険特別会計予算について | | 高齢介護課 | |
| 7 | 予算 | 令和3年度津島市後期高齢者医療特別会計予算について | | 保険年金課 | |
| 8 | 予算 | 令和3年度津島市民病院事業会計予算について | | 市民病院 | |
| 9 | 予算 | 令和3年度津島市下水道事業会計予算について | | 上下水道部 | |
| 10 | 予算 | 令和3年度津島市上水道事業会計予算について | | 上下水道部 | |
| 11 | 条例 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について | 行政手続等における押印の見直しにより、宣誓書への押印を廃止すること等に伴い、改正する必要があるため。 | 人事秘書課 | |
| 12 | 条例 | 市長等の退職手当に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 人事秘書課 | |
| 13 | 条例 | 津島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 人事秘書課 | |
| 14 | 条例 | 津島市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 人事秘書課 | |
| 15 | 条例 | 津島市公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について | 行政手続等における押印の見直しにより、宣誓書への押印を廃止すること等に伴い、改正する必要があるため。 | 総務課 | |

令和3年第1回津島市議会定例会提出議案一覧表

| 議案番号 | 区分 | 件名 | 議案の内容 | 担当課 | 資料番号 |
|------|----|---|---|--------|------|
| 16 | 条例 | 津島市市税条例の一部改正について | 愛知県県税規則の一部改正等に伴い、改正する必要があるため。 | 税務課 | |
| 17 | 条例 | 津島市墓地使用条例の一部改正について | 条例に規定されている様式を別に定めることに伴い、改正する必要があるため。 | 生活環境課 | |
| 18 | 条例 | 津島市中心身障害者手当支給条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 福祉課 | |
| 19 | 条例 | 津島市介護保険条例の一部改正について | 津島市第8期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料の額を定めること等に伴い、改正する必要があるため。 | 高齢介護課 | 1 |
| 20 | 条例 | 津島市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部改正について | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、改正する必要があるため。 | 高齢介護課 | |
| 21 | 条例 | 津島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 子育て支援課 | |
| 22 | 条例 | 津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について | 地方税法施行令の一部改正に伴い、改正する必要があるため。 | 保険年金課 | |
| 23 | 条例 | 津島市国民健康保険条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 保険年金課 | |
| 24 | 条例 | 津島市道路管理及び道路占用に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 都市整備課 | |
| 25 | 条例 | 津島市食品等の安全監視に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 産業振興課 | |
| 26 | 条例 | 津島市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 産業振興課 | |
| 27 | 条例 | 津島市立看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部改正について | 令和4年4月より新カリキュラムに移行するため、看護教育の一層の充実を図るとともに、持続可能な財政運営を推進するため、津島市立看護専門学校の受験料、入学料及び授業料を改定すること等に伴い、改正する必要があるため。 | 看護専門学校 | |
| 28 | 条例 | 津島市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について | 条例の一斉点検に伴い、改正する必要があるため。 | 市民病院 | |

令和3年第1回津島市議会定例会提出議案一覧表

| 議案番号 | 区分 | 件名 | 議案の内容 | 担当課 | 資料番号 |
|------|------|--------------------------------------|--|--------|------|
| 29 | 条例 | 津島市中心身障害児母子通園施設の設置及び管理に関する条例の廃止について | 公の施設で実施してきた児童発達支援事業を民間移譲することに伴い、廃止する必要があるため。 | 子育て支援課 | 2 |
| 30 | 条例 | 土地改良工事費補助条例の廃止について | 土地改良工事費補助条例を見直し、市費補助金等交付規則等で運用することに伴い、廃止する必要があるため。 | 都市整備課 | |
| 31 | 条例 | 学校職員団体の業務に専ら従事する津島市学校職員に関する条例の廃止について | 条例の一斉点検に伴い、廃止する必要があるため。 | 学校教育課 | |
| 32 | 議決案件 | 市道の路線認定について | 道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要であるため。 | 都市整備課 | |
| 33 | 予算 | 令和2年度津島市一般会計補正予算（第11号）について | | | |
| 34 | 予算 | 令和2年度津島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について | | 保険年金課 | |
| 35 | 予算 | 令和2年度津島市介護保険特別会計補正予算（第3号）について | | 高齢介護課 | |
| 36 | 予算 | 令和2年度津島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について | | 保険年金課 | |
| 37 | 予算 | 令和2年度津島市民病院事業会計補正予算（第4号）について | | 市民病院 | |

令和3年2月19日（金）

津島市健康福祉部高齢介護課（足立、小川）

電話番号 0567-24-1117（ダイヤルイン）

<議案名> 議案第19号 津島市介護保険条例の一部改正について

1 改正内容

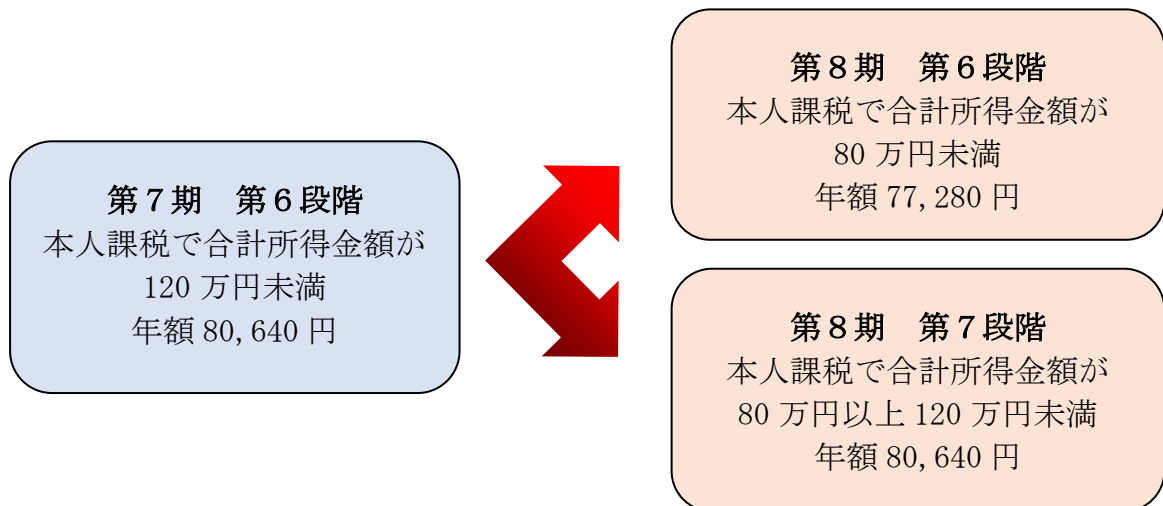
津島市第8期介護保険事業計画の計画期間（令和3～5年度）の介護保険料の額を定めるもの。

(1) 介護保険料の額を別表のとおり改正します。

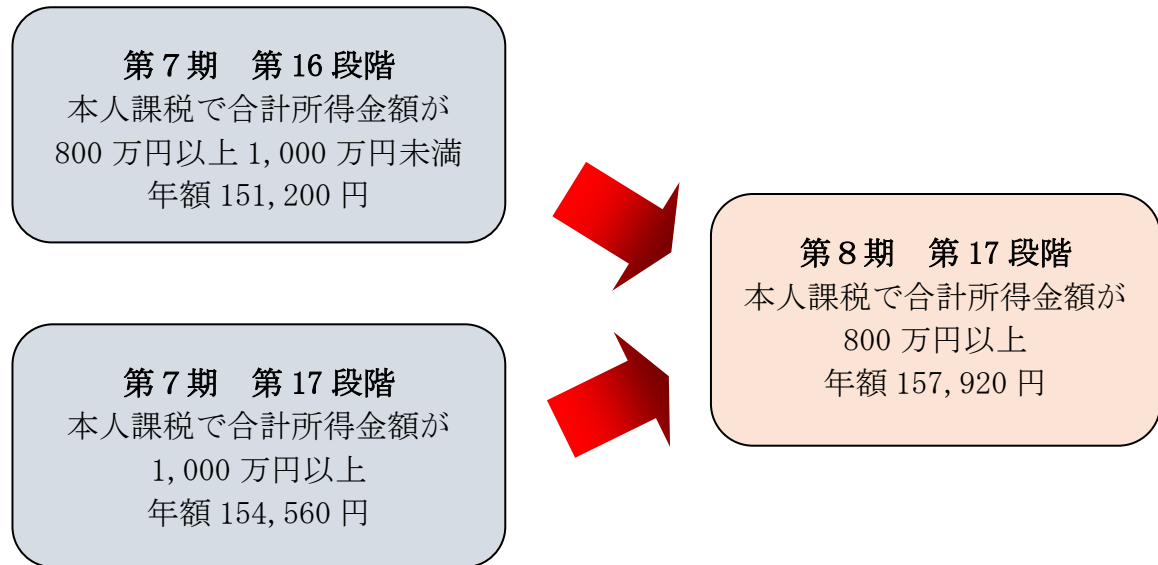
・第8期介護保険料の基準額は、月額5,600円（年額67,200円）で、第7期介護保険料の基準額から据え置きます。

・国の定める標準段階は9段階ですが、所得に応じた負担とするため、17段階に設定しています。国の標準段階の所得区分の改正に伴い、第8期では所得区分の見直しを行います。

・これまでの第6段階区分を2つに細分化し、低所得の課税対象者の基準額に対する割合を引き下げることで負担の軽減を図ります。



- ・第8期では、第7期における第16段階と第17段階の高所得者層を統合し、高所得者層の基準額に対する割合を引き上げます。



- (2) 第1段階から第3段階までの低所得者の保険料について、引き続き公費を投入し、軽減を実施します。
- (3) 平成30年税制改正における給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げが令和2年度分以後の所得税等に適用されることを受け、介護保険料や保険給付の負担水準に対し、その影響や不利益が生じないようにするため、合計所得金額算定時の控除の引き上げを行うものです。

2 改正理由

第8期事業計画の計画期間（令和3～5年度）の介護保険料の額等を定める必要があるため、改正するものです。

3 参考事項

- (1) 施行期日 令和3年4月1日
- (2) 適用区分 令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用する。

(別表) 保険料段階比較表(第7期→第8期)

| 所得段階 | 課税状況 | 第7期保険料 (基準額：月額5,600円、年額67,200円) | | | 第8期保険料 (基準額：月額5,600円、年額67,200円) | | | | | |
|---------------|---|---|---------------|----------|------------------------------------|---|---------------|----------|------|---------|
| | | 所得区分 | 基準額に 対する割合 | 年額 | 所得区分 | 基準額に 対する割合 | 年額 | 低所得者軽減後 | | |
| | | | | | | | 基準額に 対する割合 | 年額 | | |
| 第1段階 | 世帯全員が市 民税非課税 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計 が80万円以下 | 0.49 | 32,930円 | → | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計 が80万円以下 | 0.49 | 32,930円 | 0.29 | 19,490円 |
| 第2段階 | | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円を超え120万円以下 | 0.56 | 37,630円 | → | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円を超え120万円以下 | 0.56 | 37,630円 | 0.37 | 24,860円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 120万円を超える | 0.59 | 39,650円 | → | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 120万円を超える | 0.59 | 39,650円 | 0.55 | 26,960円 |
| 第4段階 | 市民税が課税 されている世 帯員がいるが 本人は市民税 非課税 | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円以下 | 0.69 | 46,370円 | → | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円以下 | 0.69 | 46,370円 | | |
| 第5段階 (基準額) | | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円を超える | 1.00 | 67,200円 | → | 前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円を超える | 1.00 | 67,200円 | | |
| 第6段階 | 本人が市民税 課税 | 前年の合計所得金額が120万円未満 | 1.20 | 80,640円 | ↘ | 前年の合計所得金額が80万円未満 | 1.15 | 77,280円 | | |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満 | 1.25 | 84,000円 | ↘ | 前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満 | 1.20 | 80,640円 | | |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満 | 1.30 | 87,360円 | ↘ | 前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満 | 1.25 | 84,000円 | | |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が200万円以上240万円未満 | 1.50 | 100,800円 | ↘ | 前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満 | 1.30 | 87,360円 | | |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が240万円以上300万円未満 | 1.60 | 107,520円 | ↘ | 前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満 | 1.50 | 100,800円 | | |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が300万円以上340万円未満 | 1.70 | 114,240円 | ↘ | 前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満 | 1.60 | 107,520円 | | |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が340万円以上400万円未満 | 1.75 | 117,600円 | ↘ | 前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満 | 1.70 | 114,240円 | | |
| 第13段階 | | 前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 1.85 | 124,320円 | ↘ | 前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満 | 1.80 | 120,960円 | | |
| 第14段階 | | 前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満 | 2.15 | 144,480円 | ↘ | 前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 1.90 | 127,680円 | | |
| 第15段階 | | 前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満 | 2.20 | 147,840円 | ↘ | 前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満 | 2.20 | 147,840円 | | |
| 第16段階 | | 前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満 | 2.25 | 151,200円 | ↘ | 前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満 | 2.25 | 151,200円 | | |
| 第17段階 | 前年の合計所得金額が1,000万円以上 | 2.30 | 154,560円 | → | 前年の合計所得金額が800万円以上 | 2.35 | 157,920円 | | | |

令和3年2月19日（金）

津島市健康福祉部子育て支援課（辻村、木谷）

電話番号 0567-24-1121（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案第29号 津島市心身障害児母子通園施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

1 内容

津島市心身障害児母子通園施設「かるがも園」を、令和3年4月から民間事業者に移譲し、事業を継続することとするため、設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

なお、民間移譲先の事業者については、公募により募集し、選定委員会において、社会福祉法人永美福祉会が選定されました。

2 経緯

平成30年12月策定の「津島市公共施設等適正配置計画」において、「かるがも園」の今後の方向性として民間移譲を行うという基本方針が決められました。民間事業者のノウハウを活用することで、柔軟性やスピード感のある対応や多様化するニーズに対応した新たなサービスの提供等、より幅広い市民のニーズに応えることが可能となります。

3 参考事項

(1) 施行期日 令和3年4月1日

(2) 母子通園施設とは、心身障がい児とその保護者に対し、通園による集団療育の場を与え、心身障がい児の自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

(3) 「かるがも園」は、平成13年4月に海部圏域では初めて、心身障害児母子通園施設として設置され事業を開始しました。平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在も指定管理者であり、令和3年4月からの事業者となる社会福祉法人永美福祉会が事業運営を行っています。

(4) 移譲後の母子通園施設としての事業内容については基本的に変わりません。

(5) 「かるがも園」の土地は無償貸与、建物は無償譲渡とします。また、民間移譲後、移譲先法人が、施設・設備の改築・新築等を実施する場合は、1,500万円を上限として1回限り助成します。